

平成26年4月24日（木）

於：特許庁 9階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会
第1回商標審査基準ワーキンググループ 議事録

目 次

1. 開 会	1
1. 特許庁長官挨拶	1
1. 委 員 紹 介	2
1. 座 長 挨 拶	3
1. 配布資料の確認	4
1. 議 事	5
1. 商標審査基準ワーキンググループ会議の公開について	5
2. 昨今の商標を取り巻く状況の変化について	5
3. 今後の検討事項と進め方について	10
1. 各委員からの御意見	13
1. 審査業務部長挨拶	18
1. 閉 会	19

開 会

○青木商標課長 産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第1回商標審査基準ワーキンググループ会合を開催いたします。

私は特許庁事務局を務めさせていただきます審査業務部商標課長の青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本ワーキンググループにつきましては、平成24年、第25回商標制度小委員会において御審議いただき、その設置が決定されました。そして、平成25年7月に産業構造審議会の組織見直しが行われ、産業構造審議会に属する知的財産政策部会が知的財産分科会へ変更されました。それに伴いまして、その下部組織としての商標制度小委員会及び商標審査基準ワーキンググループが再度設置されることになりました。従いまして、今回は第1回会合となります。

特許庁長官挨拶

○青木商標課長 本日は第1回会合ということもございまして、羽藤特許庁長官に御出席いただきました。長官から一言御挨拶をいただきたいと存じます。

○羽藤特許庁長官 特許庁の羽藤でございます。

今日は改組ということでの1回目でございますけれども、委員の皆様におかれましては、日頃から審議会の場を通じまして、あるいはそれぞれのお立場の中で日常の事業あるいはいろんな業務の中で知財行政に対して御理解、御協力をいただいておりますこと、まずはお礼を申し上げます。ありがとうございます。

御案内のとおり、商標制度も含めまして、過去、審議会で御議論をいただいて、制度を整備、改善していくべき課題があるということで指摘をいただいたものについて、私ども具体的な成案を作成いたしまして、国会で御議論をいただきました。法案としての成立は、まだ時日を要するものはございますけれども、衆参両院の委員会での議論をしていただき、御審議をいただきまして、例えば附帯決議などを通じまして、この商標制度についても、

いわゆる伝統的なものではない新しいタイプの商標—新しいタイプと言われましても、この審議会の前身から数えますと、かれこれ5年になると思いますが—、新しいタイプの商標制度についても、権利範囲の明確化、判断基準の策定といったことを法律の今後の施行に当たっては十分しんしゃくをして行政が対応するようという附帯決議をいただいております。また、地域団体商標についても、地域のブランドの振興に資するように制度としてしっかりと支援をしていくべきであるという趣旨の附帯決議もいただいております。このほか、商標制度に限らず、私ども特許庁としての特許・意匠・商標全般を通じた人員、体制の強化、あるいは研修などを通じた国際化対応といった指摘もいただいております。

以上、これらの指摘については、もちろん法律の施行に当たってということではございますけれども、私ども特許庁を挙げて、しっかり取り組むべきものを具体的にアクションとして講じてまいりたいと思っております。

この審議会で、御多忙の時間の中、議論をお願いいたしますけれども、とりわけ前回のまとめをいただいた続きという点も含めて、そして、今申しましたような改正法案の成立を具体的に施行していくということをにらみながら、その考え方、基本的な方針など、あるいは各論に及ぶ観点も含めて、お力を頂き議論としての整理を進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

また、繰り返しになりますけれども、本日に至るまでに制度改正に関わりまして、いろいろな立場から御理解、御協力をいただきましたことに重ねてお礼申し上げます。どうぞ今度ともよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○青木商標課長 羽藤長官、ありがとうございました。

長官は、次の予定がございますので、ここで退室させていただきます。

○羽藤長官 失礼いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

〔長官退室〕

委員紹介

○青木商標課長 座長については、産業構造審議会運営規程によりまして、上部組織の小委員会委員長が指名する者とされており、上部組織の小委員会委員長は土肥一史教授でございますが、本ワーキンググループについては学習院大学法学部教授の小塚荘一郎委員に御就任いただくことになってございます。

また、委員の皆様におかれましては、今回、新たに委員になられた方もいらっしゃいます。このため、初めに事務局から委員の皆様の御紹介をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。こちらから御紹介させていただきます。

日本知的財産協会商標委員会委員長、住友スリーエム株式会社、弁理士、池田俊彦委員。

日本大学大学院知的財産研究科教授、小川宗一委員。

日本弁理士会執行理事、中村合同特許法律事務所弁理士、加藤ちあき委員。

長島・大野・常松法律事務所弁護士、田中昌利委員。

中央大学法学部特任教授、弁理士、外川英明委員。

日本弁護士連合会、永代総合法律事務所弁護士、林いづみ委員。

日本商標協会、本多国際特許事務所弁理士、本多敬子委員。

以上でございます。

今後、座長の小塚委員も含め計8名の委員構成で御議論いただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

座 長 挨 拶

○青木商標課長 小塚座長に議事をお願いしたいと存じますが、ワーキンググループの開催に当たりまして、一言御挨拶をいただければと存じます。

○小塚座長 学習院大学の小塚でございます。

私は研究者ですので、自ら商標権の申請をしたり、争ったりということはありません。そうであればこそ、やや離れたところから皆様の御意見を承りまして、それを整理させていただくということに努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○青木商標課長 ありがとうございます。

以降の議事進行は小塚座長をお願いいたします。

配布資料確認

○小塚座長 始めさせていただきます。

まずは、内容に入ります前に配布資料の確認でございます。事務局の商標課長からお願いいたします。

○青木商標課長 配布資料の御確認をさせていただきます。配布資料1は「委員名簿」でございます。資料2は「商標審査基準ワーキンググループの会議の公開について（案）」でございます。資料3は「昨今の商標を取り巻く状況の変化について」、資料4は「今後の決定事項と進め方について（案）」、参考資料1として「今後の商標審査基準の整備・改正に関する検討事項について（案）」、参考資料2は、ニュースリリース「『特許法等の一部を改正する法律案』が閣議決定されました」でございます。

以上でございますが、何か資料の不備・不足等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

以上でございます。

議 事

1. 商標審査基準ワーキンググループ会議の公開について

○小塚座長 さて、議事次第1. ですけれども、本ワーキンググループの会議議事の公開についてということです。これは事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○青木商標課長 資料2を御覧いただけますでしょうか。産業構造審議会は、その運営規程によりまして、部会、小委員会及びワーキンググループを含めまして、原則公開となっております。本ワーキンググループにおいても、原則として会議を公開とし、会議終了後に配布資料、議事要旨、議事録を特許庁のホームページに公表させていただきたいと考えております。議事要旨は速やかに公表し、また議事録は皆様に御確認いただいた上で発言者の氏名を記載し公表することを考えております。なお、特段の事情がある場合には、会議資料等を非公開にするかどうかについて座長に御判断を一任するものとさせていただきます。

○小塚座長 ありがとうございます。

以上のような方針が原案ですが、よろしゅうございますか。皆様、御同意いただけますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小塚座長 ありがとうございます。

2. 昨今の商標を取り巻く状況の変化について

○小塚座長 議事次第の2. 昨今の商標を取り巻く状況の変化についてということですが、また事務局から御報告をお願いいたします。

○木村商標審査基準室長 商標審査基準室の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料3「昨今の商標を取り巻く状況の変化について」、パワーポイントの資料でございますけれども、こちらの方の御説明をさせていただきます。

目次を御覧になっていただきますと、1. 商標出願動向。2. 商標出願動向—これはマドリッド制度を利用した出願動向でございます。それから、商標制度の概要（地域団体商標制度の現状）それから、国際関係の動き、そして、冒頭、長官からございましたけれども、特許法等の一部を改正する法律案の概要という内容でございます。

2 ページ目の1. 商標出願動向（1）を御覧になってください。出願動向でございますが、上のグラフは件数でございます。2009年から2013年。2013年の数字はまだ確定しておりませんので、暫定値になってございますけれども、2013年の出願の合計でいきますと11万7674件ということで、2012年に比べますと、ほぼ横ばいということでございます。国内は10万3978件。他方、マドリッド協定議定書を利用した出願は、2012年の1万1788件から1万3696件ということで、16.2%増加しているということでございます。

下の推移でございますけれども、これは区分数で見たものでございます。2013年では、出願の合計が20万6491区分、内訳を見ますと、国内が17万7198区分、マドリッド出願によるものが2万9293区分ということで、マドリッドは2012年に比べても約5000区分増加しているという推移になってございます。

次のページを御覧になってください。これは、マドリッドを利用した出願動向の日本から出ていくものと、海外から日本に入ってくるものの推移をまとめたグラフでございます。上の方を御覧になっていただきますと、日本から外国への出願ということで、2009年から2013年までの数字でございます。出願の方は2127件から1881件と、2012年に比べて2013年は若干減少しているということでございます。指定国数でいきますと、2012年に1万98件、2013年に1万91件で、ほぼ横ばいという状況になっております。

それから、右下でございます。これは外国から日本へ入ってくる件数でございます。これも2009年から2013年まで取っております、これは右肩上がりになっております。左の

枠囲いですが、2012年に比べて全体で16.2%増加しております。特に中国が47.7%、OHIMが22.9%、アメリカが14.1%といった増加を示しております。この背景としては、中国は中国国内自体の出願件数も相当程度増加しているといった、世界的に出願が増えていくという状況の中で、我が国を指定してくるものも増加してきているといった状況があります。

次の4ページは地域団体商標制度の現状でございます。地域団体商標制度については平成18年4月から制度導入ということで、地域ブランドをより適切に保護することによって信用力の維持でありますとか、競争力の強化といった地域経済の活性化のために創設したということでございます。その後、2006年4月1日施行から2014年3月末の間、登録された地域団体商標は556件という件数になっております。

今後、地域のブランド活用ということで地域団体商標の制度をどんどん使っていただきたいという観点から、制度普及ということで地域団体商標活用戦略集を収録しました「地域団体商標2013」、左の方に冊子の写真がございますけれども、こういったものを作りましてPRをしています。他方、特許庁ホームページで、2008年10月1日から制度周知用のビデオコンテンツをインターネットで御覧になれるような形で配信をしているところでございます。

更に、現在、権利者、関係者の方々に対して、権利を取得した後に、こういった形で使うとより効果的なのかとか、品質管理といいますか、地域団体商標の中では、特に自主的に商品の品質管理をしていくのが重要になってくるわけでございますけれども、そういった活用に当たっての留意事項といいますか、そういうフォローアップも含めて、特許庁から講師を派遣して意見交換あるいはセミナーを実施しております。組合から御依頼がありましたら、こちらの方で講師を派遣して、セミナーで講演させていただくといったことをしております。

写真の真ん中は登録例ということになってございます。産品別の内訳一覧が右の表にございます。野菜、食肉、水産、加工食品、それから織物、工芸品、仏壇・仏具、あとは役務も当然対象になっておるわけですが、温泉とか、こういったところの登録も多くなっているということでございます。

次のページを御覧になっていただきますと、地域団体商標MAPということで、北海道、東北、関東・甲信越等、地域ごとに各県で取得されている地域団体商標の一覧をこちらの方に載せてございます。第500号は宮城県の「仙台いちご」だったと思います。あと海外

からの出願もございまして、イタリアのPROSCIUTTO DI PARMA、あるいはカナダのカナダポーク、中国の鎮江香醋、こういったものがマドリッドシステムを利用して地域団体商標として登録されております。

次の6ページを御覧になっていただきますと、国際関係の動きということで一覧にまとめさせていただきます。マルチの場でございますけれども、多国間における取組ということでTM5。我々、これを商標5庁と言っておりますが、USPTO（アメリカ）、欧州（OHIM）、それからJPO、もともとこの3庁が意見交換、情報交換として2001年に開始した商標三極でございましたけれども、その後、韓国（KIPO）、中国（SAIC）が加わりまして、2012年に第1回TM5会合、2013年12月に第2回会合をしております。

このTM5の中でいろいろなプロジェクトが動いており、商品役務のIDリスト、採択可能な商品役務のリスト、図形のイメージサーチ、あるいは、我が国が先導しております悪意のある商標出願への対応、こういったものについていろいろなプロジェクトが進んでおりまして、一定の成果が上がっているところでございます。この会合は、次回はJPOがホストとなり、今年の12月に第3回会合を開催する予定にしております。

それから、バイの関係でございます。中国との関係ということで、ハイレベル交流、実務者レベル交流という2つがございます。ハイレベル交流については1996年に日中商標長官会合を開始いたしまして、冒認問題とか、2009年に経済産業省と国家工商行政管理総局との間で知的財産に関する覚書を締結して、各種交流でありますとか、実務者会合を開催して協力しているといった状況でございます。

それから、実務者レベルについては、2003年に日中商標実務者会合を開催しております。2012年1月に第5回会合を東京で開催して、中国は商標法の改正が施行される予定でございますけれども、そういった改正案とか、冒認出願といった問題について意見交換を実施しております。同年の2月には商標審査、審判の実務者に東京に来ていただいて、各法制度並びに運用についての意見交換を行っております。2012年11月には第1回日中商標審査官交流を実施してございます。

それから、韓国です。韓国との間では、2001年から開催されていましてものを2008年に日韓商標専門家会合という名前に変更し、商標審査に関する運用の問題点のみならず、マドリッド協定議定書に関連する事項でありますとか、審査の管理でありますとか、そういった分野も含めて幅広く意見交換をしております。

2014年2月、今年の2月でございますけれども、韓国で第11回会合開催し、日韓類似群コード対応表の作成、日本でも類似群コードは作ってございますけれども、韓国でも類似群コードを活用しているということで、これがどういう対応関係にあるのかという対応表を作りまして、様々な便益のために使っていくことにしております。また、地域団体商標でありますとか、地理的表示リストの交換といったことについて議論をしております。

それから、W I P Oにおける議論でございます。マドリッド、ニース、商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（S C T）、大きく3つの委員会で議論がなされております。マドリッド協定議定書については、マドリッド協定議定書の制度の利便性の向上でありますとか、将来のマドリッドシステムの構想について作業部会を設けておりまして、年に1回から2回のペースで議論がなされております。2011年9月にはマドリッド制度の商品・役務データベースの日本語版の開設に関する協力覚書をW I P Oと締結して協力を進めています。第11回の作業部会は2013年10月に開催して、国際登録の分割でありますとか、従属性の運用凍結といった点について議論がなされておまして、これは次回の2014年11月にも引き続き議論がなされていくことになっております。

それから、ニース協定ということで、こちらは国際分類の協定でございます。国際分類については現在、第10の2014年版が今年の1月から発効しているところでございます。他方、国際分類の変更、他の類への変更を伴うものを除くものでございますけれども、こちらの方は毎年発効しているということで、現在は第10版の新規追加版（第10-2015版、2015年1月発効予定）に向けて作業が進められております。他方、他の類への移行を伴うものの分類については、5年ごとに改訂がなされるわけですがけれども、次の版であります第11版は2017年1月発行予定となっております。専門家委員会がございまして、我々商標課からも職員を派遣して議論に参加させていただいております。毎年1回ということで、今年の4月下旬にW I P Oで開催される予定になってございます。

それから、S C Tでございます。これは商標・意匠・地理的表示と3つの分野を対象にしております。今、議論がなされていますのは意匠法条約、意匠の手續に関する条約のドラフト関係をやっております。商標では、国名の保護、あるいはドメイン名システムの拡大が議論されています。次の開催は2014年12月となっております。

最後のページは特許法の一部を改正する法律案の概要です。今回は3. 措置事項の概要ですが、特許法、意匠法、商標法、弁理士法と、多くの法律を一括で束ねて法改正をお願いしているところでございます。商標法については、色や音といった新しい保護対象の拡

充、地域団体商標として商工会、商工会議所、NPO法人を地域団体商標の登録主体に追加していく。こういったところで法律の改正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

後ほど皆様から御意見を承る時間は取りますが、この段階で御質問があれば何か御指摘いただきたいと思います。何か御質問、御不明の点等ありましたか。よろしゅうございますか。一ありがとうございます。

3. 今後の検討事項と進め方について

○小塚座長 次の資料にまいりまして、今後の検討事項と進め方ということです。事務局から、よろしくをお願いします。

○木村商標審査基準室長 資料4「今後の検討事項と進め方について（案）」でございます。

このワーキンググループの進め方でございますけれども、枠囲いに書いてございますが、「新しいタイプの商標の保護の導入等に係る改正法案については、現在、国会で審議中であるが、仮に成立した場合には、公布から施行日までの期間が短い、地域団体商標の登録主体の拡充について早急に検討する必要がある」と、これを最優先課題として検討していないといけないと考えております。

1. 経緯でございます。産業構造審議会知的財産部会、これは旧の名前でございますが、商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループについては平成24年5月に設置されて、これまで3回開催しております。その中では、①国内外の地理的名称からなる商標についての審査基準の明確化ということで、商標法第3条第1項第3号とか、こちらの審査基準に地理的名称からなる商標の扱いについて記載を明確化しております。②今後の商標審査基準の整備・改正に関する検討事項についての合意ということで、商標制度小委員会で報告書がまとめられ、今後検討していくべき事項ということで、事務局からまとめて提出させていただいたものについて合意がなされております。

その内容については（2）ということでございます。Ⅰ. 新しいタイプの商標の保護の導入、Ⅱ. 商標制度における地域ブランド保護の拡充、Ⅲ. パリ条約第6条の3への対応の在り方、この3つが主なものになってございます。冒頭にも申し上げましたように、2.

当面の検討の進め方については、施行時期の最も早い地域ブランドの保護の拡充に係る審査基準の整備の検討を行う必要がございます。その中でも特に登録主体の拡充でございますけれども、検討を加えまして、その後、順に新しいタイプの商標の保護の導入、パリ条約第6条の3への対応の在り方に係る審査基準の整備の検討をしていくという方向で考えております。

次のページを御覧ください。これ以外についても、既存の審査基準で読みにくいところがございますとか、明確化すべき事項といったところがユーザーから寄せられるようなこともございますので、そういったユーザーニーズを踏まえて既存の基準の在り方についても検討を加えていくといったことを考えております。

3. 具体的な検討事項は、商標制度小委員会の報告書を踏まえた検討事項ということで、
i. 新しいタイプの商標の保護の導入については、①商標の特定方法、②登録要件、不登録事由、③商標の類否、ここが大きな事項になってくると考えております。

ii. 商標制度における地域ブランド保護の拡充については、①として商工会、商工会議所、特定非営利活動法人が新たに登録主体として法律で入ってきますので、これを基準でどのように手当していくのか、この点。それから、②として地域団体商標の周知性でございます。7条2の要件で一定程度の周知性を求めるといったことになってございますけれども、地域団体商標の構成、商品や役務の種類、その商品・役務の取引慣行、取引者・需要者層、更には地域の実情を考慮した上で周知性の判断ができるような審査基準の整備については検討を行う必要がございます。

iii. パリ条約第6条の3への対応の在り方。これは今回の改正法案の中に含まれておりますけれども、第4条第1項第3号ということで、国際機関と関係があるものは基本的に同一又は類似ということで登録が排除されるわけですがけれども、今回の改正法案では、国際機関と関係があると誤認させないようなもの、あるいは国内で周知であるようなものについては適用除外ということで、4条1項3号の中に条文化がなされているところがございますけれども、保護の対象にならないようなものについて具体的にどういうものを想定していくのかということで、ここも基準の整備について検討を加える必要がございます。

それから、既存の商標審査基準の在り方ということで、①キャッチフレーズ等を表した商標の取扱い、②歴史上の人物名からなる商標の取扱い。これは以前、審査便覧のところでも手当てしたものでございますけれども、海外の歴史上の人物名とか、まだ検討は十分加えられていないところもございますので、ここも引き続き検討事項として挙げてございます。

それから、③歌手名からなる商標の取扱いについて、④類似商品・役務審査基準の掲載方法の見直しについてということでございます。

次のページを御覧になっていただきますと、今後のスケジュールになっています。事務局で、第1回から第7回まで、今申し上げた各項目に従った基準を整備していくといった場合に、最低限、基準ワーキンググループで審議していただきたい事項ということでまとめさせていただいております。

第1回、これは今回でございますが、基準ワーキンググループの今後の進め方ということで、これを御了解いただきますと、第2回から地域団体商標の登録主体の拡充と周知性、第3回は、それと同時に新しいタイプの商標の登録要件と不登録事由の議論にも入っていきたいと考えております。第4回で地域団体商標の審査基準改定案の決定と、新しいタイプの商標の類否に関する見直し。

第5回は新しいタイプの商標の特定方法。特定方法は出願方法になってきますので、例えば音の商標でございますと、楽譜で出させるのかとか、楽譜で表せないものはどういう形で出願させるのかとか、そういった具体的な出願の仕方、ここの部分は省令とも関係がありますけれども、その点について議論をしていきたいということでございます。それから、パリ条約6条3への対応の在り方。

第6回は新しいタイプの商標の審査基準改定案の策定ということで、ここで一度取りまとめをさせていただいて、うまくいけばパブリックコメントに持っていきたいと考えております。それから、パリ条約6条3への対応の在り方に関する審査基準改定案の策定。

第7回は、3から6を踏まえて審査基準改定案の決定と、同じようにパリ条約6条3も決定ということで、それができたら、それ以降は周知活動。新しいタイプの商標とパリ条約については公布から1年以内に政令で定める日に施行することになっておりますので、これに併せて周知活動も含めてやっていきたいと考えてございます。

スケジュールについてまとめたスケジュール表というのが下の方でございます。イメージ的には、こういう形で第1回から第7回、その間にパブリックコメントが入ったり、周知活動が入ったりということで、随時検討していければいいかなと考えております。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

各委員からの御意見

○小塚座長 さきに事務局から御報告いただきました昨今の商標を取り巻く状況というお話と、今の検討事項・進め方という事務局からの御提案ですが、この両方を含めて、委員の先生方、皆様から一言ずつ御意見をいただければと考えております。限られた時間ですので、恐縮ですが、2、3分で収めていただきますと、有り難く存じます。

五十音順ということでいきますと、池田先生からでしょうか、よろしゅうございますか。

○池田委員 今後の検討事項と進め方に関して、大きく3つございます。

各論の部分も絡んでくるのですが、まず地域団体商標の主体要件に関して、NPO法人などは構成員が事業者でない場合も多々あるかと思っております。そうすると、実際にその商標を使用しているのは構成員なのか、NPO法人なのかというところが不明確なまま、確認がされないまま登録されてしまうと、おかしなことになってしまうのではないかと思っております。ということで、実際に使用しているものが構成員なのか、団体そのものなのかというところの見極めはきちんとしていただきたいと思います。

あと、3. 検討事項の(2)既存の商標審査基準の在り方に絡んでくるところです。キャッチフレーズ等ということに関しても、今までもそのようなものは登録されていると認識しております。ただ、キャッチフレーズだから登録しないとか登録するとか、そういうものではないと思っております。ここについては、識別力を発揮するものなのかどうかというところの見極めというか、十分な検討をしていただきたいと思います。

同じく(2)に関して、①②③④と4つ挙げてくださっておりますが、そのほか既存の審査基準に絡む部分も見直す必要がないのかというところを御検討いただけないかと思えます。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

小川先生、お願いできますか。

○小川委員 まず、今後の検討事項と進め方についてです。地域団体商標の登録主体は早急に検討すべきだという話ですが、審査便覧にも相当細かいことが書かれていたかなと記憶しています。新聞報道等で私が知り得る範囲では、主体的な問題としては全農問題ですかね、あのような問題が商工会とか商工会議所というところにあるのかなのか、あるとすれば同じ並びでいいのかという議論はしなければいけないだろうなと思っております。全国商工会連合会とか日本商工会議所とかあるので。そうすると、その辺の整理はしておか

なければいけないのかなと思います。

ただ、そのところは基準と便覧と2つあって、恐らく便覧ベースだろうと思うのです。便覧ベースは、この委員会ではなくて商標の皆さんが内々で議論されるのかなと思ったりもしているのですが、それをどうするかについても御議論いただきたいなと思っています。

それから、今後のスケジュールの関係です。第1回から第7回までとありますが、何月頃なのか。一番気になるのは第5回の（新しいタイプの商標の）特定方法です。前にも、この会議で意見を申し上げたことがあります。特定方法というのは基準ではなくて省令だろうと。省令に関係あるという話がありましたけれども、全て省令ではないかと私は思うのです。いずれにしても、内容がどうなるかよく分かりませんので、特に第5回の特定方法については、いつごろやって省令の作成に間に合うのかというところだけ、お教えいただければなと思います。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

加藤先生、いかがでしょうか。

○加藤委員 まず資料3の昨今の商標を取り巻く状況の変化についての4. 国際関係の動きです。韓国との取組で日韓類似群コード対応表が作成されたというのは大変好評でございまして、今後もこのような取組が続いていけばいいなと思っております。

もう一点は、資料4、今後の検討事項と進め方についての3. (2)でございます。既存の商標審査基準の在り方の検討、ここに①から④までございますが、これ以外、全体的に見直すということによろしいのでしょうかという質問です。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

田中先生、いかがでしょうか。

○田中委員 今日の中心論点であります今後の検討事項と進め方について、項目を種々挙げていただきまして、項目自体については了解いたしました。それぞれかなり議論のあるところだろうと思いますので、各論の議論は該当の回にさせていただくとしまして、取り上げるべき検討事項及びそのスケジュールについてはおおむね理解いたしました。スケジュールについては、これを拝見していると、かなりきついなという感じがいたしますけれども、頑張って審議を進めていきたいと思っています。感想程度でございますが、以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

外川先生、お願いいたします。

○外川委員 今日は特に実体的な意見はないのですけれども、一つ今後のスケジュールで資料4の4番目ですね。新しいタイプの商標について、登録要件、不登録事由が3回目で、4回目が類否に関する見直しで、5回目が特定方法と。この順番はいろいろあるのだと思いますけれども、特定方法が一番難問で、しかも先ほど小川先生から省令ではないかという御意見もありましたけれども、中身はどっちにしろ、ここが一番重要だと思います。重要なのか、難問なのか、そういう意味では、これを先にしたほうが良いような気がするのですが、この順番にされた理由が何かあると思うのですが、理由がありましたら、御説明いただければと思います。

もう一つだけ、先ほど日韓の商標専門家会合が話に出ましたけれども、ここでは新しいタイプの商標について情報交換はしておられないのかどうか。このテーマを見ると入っていないので、これは単なる質問でございます。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

林先生、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

このスケジュールのところ、私もおしりの第7回がどこなのかということで逆算したいという思いがございます。

それから、外川先生からも御指摘あったように、新しいタイプの商標については、これまで小委員会で外国制度の紹介など様々されてきまして、ある部分は予測のつく部分があるのですが、全くオープンになっている項目もあると思います。この間、特許庁で御検討くださっていると思いますので、できれば、なるべく早めに、例えば第5回で検討する（新しいタイプの商標の）特定方法についても、第3回か2回目ぐらいのところから枠としてお考えのところをお示しいただいて、別にそれで決めということではなくて、また私も検討して知恵を出し合っていければと思っております。よろしくお願いいたします。

○小塚座長 ありがとうございます。

最後にお待たせいたしました。本多先生、お願いします。

○本多委員 最後でございますので、ほとんどほかの委員の方々と同じような内容になってしまうかと思いますが、（新しいタイプの商標の）特定方法について一番興味がござい

ます。特定方法いかにによりまして、その後の類否、その他の判断が変わってくる場合もございますので、特定方法をある程度早めにお示しいただけるといいのかなという感想でございます。

また、既存の商標審査基準の在り方の検討については、大変期待してございます。大幅に見直していただけたところもあるのかなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○小塚座長 ありがとうございます。

ひとわり皆様から御意見をいただきましたところで、事務局から少しレスポンスをいただきたいと思います。

まず、新しいタイプの商標について、3回、4回、5回という順序を設定された趣旨、背景がございましたでしょうか。

○木村商標審査基準室長 御指摘のとおり、特定方法については願書の書き方が中心になるかと思えます。これを省令と一緒に基準と両輪で対応していかないといけないということで、経済産業省全体で省令と併せて検討していかなければならないところもございます。全体としてやっていかないといけないということです、どのような事項を省令として整備していくのかという作業が必要になってきますので、調整に時間がかかるのかなというもございまして、後ろの方に置かせていただいています。

御指摘のとおり、ここが決まっていけないと全体のスキームが決まっていけないということもございまして、検討している状況のものについては類否なり識別性のところで、資料として出せるものは出していただければいいかなと考えております。

ですので、とりあえずは、審査基準に特化した形で言いますと、識別力、類否、全体として、省令との関係で特定方法、こういった順番にさせていただいていますけれども、その検討の中では特定も重要になってきますので、それはこちらでも検討させていただきたいと思っております。

○小塚座長 ありがとうございます。

ここは座長の権限を濫用して若干御要望をさせていただきます。資料としてお配りするものは、形になるものですから、省内の手続で出せるもの、出せないものがありましょう。他方で、これらの論点がある種一貫していることは事実で、ここが不整合なものをつくるわけにもいきませんので、ほかの論点を議論しているときにも、「大体こういう考え方、こういう方向感で議論をしています」と、あるいは、省内でまだまとまっていないとした

ら、「少なくともこういう幅の中になっています」と、そんなことを口頭ベースといたしますか、情報としてでもお出しただけると議論は無駄がないと思いますので、よろしくお願いをいたします。

その他、委員の先生方の御意見の中で、1つは「既存の審査基準の在り方について①から④とありますが」という点ですが、これで打ちどめという趣旨ではないわけですね。

○木村商標審査基準室長 今のところ顕在化しているといえますか、今までの経緯も含めて考えられるところを挙げてはいるのですが、ユーザーからすれば、審査基準全体が読みにくいとか、審査便覧との関係で、こっち見たり、あっち見たり、利便性の観点からどうなのかなという御指摘もございますので、そこも当然見直しをしないといけないというのは考えているのですが、その部分はここに書いてないのですけれども、それは対象になってくると考えております。ただし、時期的には、まずは法制度に関するものを先にやらせていただいて、順番にやっていくという形になるのではないかと考えております。

○小塚座長 ということは、第7回で終わったと思わないでほしいということです。

あとは日韓の協議の中で新しい商標について何か情報が出ているかということですが。

○青木商標課長 日韓商標専門家会合は毎年、春先に双方持ち回りでやっておりますが、御案内のとおり、韓国は、新商標については日本より先行してこの制度を導入して、昨年でしたか、更におい等も保護対象になるような制度改正をしております。我々としても、韓国に出張者を出すときには新商標の実際の審査の状況などについてこちらからいろいろ質問して、そこで得られた情報をまとめてございます。それについても、韓国に限られませんけれども、諸外国の新商標についての取扱いや審査の基準なども、今後の議論の中でいろいろ資料を御提供できるようにしたいと考えてございます。

○小塚座長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

今後の本ワーキンググループの進め方について、先ほど私がまとめさせていただいたような御要望は事務局に対してお願いをすることで、それを含めて資料4にありますような検討課題、それからスケジュールということで進めたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小塚座長 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

本日、議論しなければならないことは以上です。事務局から今後のスケジュールについて御案内をいただけますでしょうか。

○木村商標審査基準室長 今後のスケジュールでございます。次回のワーキンググループは各委員の皆様方から日程調整の時間をいただいておりますので、これらを調整させていただきまして、5月中に開催予定ということで、また御連絡させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小塚座長 先生方、御無理をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

審査業務部長挨拶

○小塚座長 最後になりますけれども、審査業務部長の國友さんから一言御挨拶を願いたします。

○國友審査業務部長 國友でございます。

先生方には日頃からいろいろお世話になっております。今回、非常に長丁場な作業でございますけれども、当面は法律改正マターの審査基準作りがメインとなりますが、現行の審査基準については様々な御意見を日常から賜っているというのは十分認識してございまして、私どもも何らかの対応は講じなければいけないと思っているところでございます。本日、そういうような課題についても熱心な御意見を賜りまして非常に有り難く思っておりますので、引き続き、御協力のほど、お願いしたいと思っております。

商標の今回の法律改正は近年にない保護対象拡大という非常に大きな変化でございます。日本の商標審査におきましては、審査基準は非常に大きなウエートを持つものでございます。そういう観点で私どもも緊張しながら真摯に対応していきたいと思っておりますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げたいと思っております。

今後ともよろしくお願いいたします。

○小塚座長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループの第1回会合を閉会させていただきたいと思っております。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

閉 会